

鳥羽市太陽光発電設備等設置費補助金 Q & A

令和6年7月1日

Q1. いつ設置する太陽光発電設備等が補助の対象となりますか？

○本市が交付決定した日以降に設置事業に着手し、事業完了をしたうえで、令和7年1月31日(金)までに実績報告書の提出ができる太陽光発電設備等が対象となります。

Q2. 既存住宅への設置は対象となりますか？

○対象となります。

Q3. 別荘への設置は対象となりますか？

○「自ら居住する住宅」の敷地外であれば、対象となりません。

Q4. カーポートや倉庫の屋根への設置は対象となりますか？

○対象外となります。

Q5. 野立ての太陽光発電設備は対象となりますか？

○対象外となります。

Q6. 申請時に市外在住で、今後、鳥羽市内に新築する住宅に対象設備を設置する場合は対象となりますか？

○申請時に市外にお住まいであり、住宅の新築または購入に合わせて太陽光発電設備等を設置し、転入される方も対象となります。ただし、事業完了日から60日を経過する日までに転入する予定があることが条件です。

Q7. 対象設備を設置している建売住宅を購入する場合は対象となりますか？

○対象とすることはできますが、他の要件の確認を十分に行ってください。

【例】設置者（購入者）が住民（補助対象者）であること（PPAは対象外です）

【例】中古設備でないこと（目安として、建売住宅が売りに出されてからおおよそ1年以内とします。）

○太陽光発電設備付きの建売住宅を購入する契約の日が事業着手日となります。

○太陽光発電設備等の設置に係る費用が明確に分かる資料も必要となりますのでご注意ください。

※他の工事の費用との区分ができないものについては対象となりません。

Q7-1. 建売住宅が売りに出された日はどのように確認しますか？

○ホームページ等の日付で確認することも方法の一つと考えます。

Q7-2. 建売住宅が売りに出された日を登記上の新築年月日として読み替えて良いでしょうか？

○建売住宅は未登記の状態で買主が表題登記する場合があるため、全てにおいて登記上の日売り出し日と解釈することは難しいと考えます。

Q7-3. おおよそ1年以内の根拠は何ですか？

○「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第2条第2項に定義されている新築住宅1年を採用しています。

Q8. 買替の場合も対象となりますか？

○対象となりません。

Q9. 増設の場合も対象となりますか？

○対象となりません。

Q10. 母屋（親が居住）と離れ（子が居住）にそれぞれ補助ができますか？

○1つの住宅に1回の補助金としてください。

○母屋と表現されている建築物と離れと表現している建築物が、用途上不可分である場合は、1つの住宅と判断し、どちらか1回の補助となります。

○なお、1筆に2つの建築物がある場合でも、2つの建築物が用途上可分である場合もあり、この場合はそれぞれ1つの住宅として扱い、それぞれに補助できます。

Q11. 店舗併用住宅へ設置する場合も補助対象となりますか？

○対象となりますが、併用住宅の屋根に住民の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備等を設置し、発電した電力の30%以上を住宅部門で自家消費する必要があります。

※住宅部門で30%以上を自家消費すれば、残りの発電電力については店舗部分で消費または電力会社へ売電等することは可能です。

※住民への補助としているので、「事業者（店舗等）が負担した費用」について補助することはできません。

Q12. 共同住宅へ設置する設備も補助可能ですか？

○大家さんが共同住宅の1室に居住し、設置した設備で発電した電力の30%以上を自らの居室で消費する場合等は対象となります。

Q13. 16 万円／kWh の蓄電池は対象となりますか？

○対象となりません。

※蓄電池の価格が 15.5 万円／kWh（工事費込み・税抜き）を超える場合は対象となりません。

Q14. 蓄電池の価格に間接工事費は含まれますか？

○含まれます。

Q15. 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いですか？

○設置者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、対象設備の工事代金等の支払いが済んだ時点をもって事業の完了とみなします。

○また、原則として売電契約が締結され、系統に対し電力の供給ができる状態であることが必要です。なお、電力会社に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありません。

Q16. 太陽光発電設備等の能力の小数点以下の値はどのような扱いとなりますか？

○kW 又は kWh 単位として、太陽光発電設備は小数点以下、蓄電池は小数点第 2 位以下を切り捨て処理してください。

Q17. 太陽光発電設備の能力がパネルとパワーコンで異なる場合はどのような扱いになりますか？

○パネル（モジュール）とパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。

○「パネル（モジュール）のみ」又は「パワーコンディショナーのみ」設置をする場合は補助の対象外です。

Q18. 価格が 72.5 万円（5 kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか？

○ $72.5 \text{ 万円} \times 1 / 3 = 24.16\cdots \Rightarrow 24.1 \text{ 万円}$ となります。

Q19. 価格が 185 万円（12kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか？

○ $185 \text{ 万円} \times 1 / 3 \times 10\text{kWh} / 12\text{kWh} = 51.38\cdots \Rightarrow 51.3 \text{ 万円}$ となります

Q20. FIT を利用していないことはどのように確認しますか？

○売電をする場合は、実績報告時に「売（買）電契約書等の写し」を提出していただき、FIT の有無の確認をします。また、誓約書において、FIT 制度または FIP 制度の認定を取得しないことを誓約いただきます。

Q21. 自家消費が3割以上の条件はどのように確認しますか？

- 申請時に提出していただく「発電電力の消費量計画書」により確認します。
- 事業完了日の属する年度の翌年度から3年間は、「鳥羽市太陽光発電設備等設置費補助金 自家消費割合報告書」を提出していただき、自家消費割合を確認します。

Q22. 国の他の補助金等と併用することは認められますか？

- 他の法律または予算制度に基づき、国・県等、他の補助金等を受けている場合は、同一の対象設備に対して補助を併用することはできません。

Q23. 太陽光発電設備に関して国の補助金を受けている場合、蓄電池のみ補助対象とすることはできますか？

- 国の交付要件において、蓄電池は本補助事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であることが要件とされていますので、蓄電池のみを設置する場合は対象となりません。

Q24. 国や県等の他の補助金等との併用確認はどのように行いますか？

- 誓約書の署名で確認することとします。

Q25. 現場確認を実施しますか？

- 補助金額の確定前に必要に応じて実施します。

Q26. FIT を利用せず売電できる業者はどこですか？

- 中部電力ミライズのHP等を参考にしてください。

<https://miraiz.chuden.co.jp/relevant/electric-shop/contractor/reports/index.html>

ページの下部に固定価格買取制度以外での電力販売申込の案内があります。

【注】買取対象者は営業エリア内の方に限るなど一定の条件が付くことがあります。

【注】本Q&A記載以外の事業者について、購入窓口をご存じの場合は県へ情報提供をお願いします。

Q27. FITと比較して金銭的に有利となるのはどのような場合ですか？

- 設備設置費、発電量（日照時間）、自家消費量、売電単価、借入状況等、様々な要因があるため、申請者自身にて個別に試算してください。
- なお、一般的には以下のような方は、本補助金のメリットが高いと考えます。
 - ・売電量が少ない方
→自家消費量が多い（昼間に在宅している、蓄電池設置等）、発電量が比較的少ない
 - ・借入金により設備を設置し、初期投資の一部を早期回収したい方
→借入額が多い、借入金利が高い

Q28. 実績報告書に保証書を添付するのはなぜですか？

○メーカー保証書により、設備の仕様を満たしていること、及び中古設備でないことを確認します。

Q29. ハイブリッド蓄電池の価格は、太陽光のパワコンを含めた価格とすべきでしょうか？

○ハイブリッド蓄電池は、太陽光発電設備のパワコンと蓄電池が一体となったもので、蓄電池として販売されているため、パワコンも蓄電池の価格とみなしてください。

○トライブリッド蓄電池（太陽光発電＋蓄電池＋EV 充放電システムなど）付帯のパワコンは対象外とします。

※蓄電池の交付上限単価にご注意ください。

Q30. 10kW を超える太陽光発電設備を設置する場合に必要な自家消費はどうなりますか？

○補助に相当する発電（10kW）量の30%を自家消費する必要があります。

【例】12kW の発電設備を設置する場合

→発電量×10kW／12kW×30%以上の電力を自家消費する

Q31. 蓄電池が別補助を受ける場合、太陽光発電設備を対象とできますか？

○蓄電池は国等から別の補助金を受け、太陽光発電設備は国等の補助金を受けていない場合は、太陽光発電設備のみを本補助金の対象とすることができます。

Q32. 太陽光発電設備設置によりどの程度のCO₂が削減されますか？

○クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）のホームページに参考となる記述があります。

<https://www.tokyo-co2down.jp/re-energy/efforts-renewable/taiyoko-system>

・3kW の太陽光発電設備 → 1,950kg／年のCO₂削減

Q33. 蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使うのですか？

○補助金算定の際は、原則としてカタログ記載の定格容量の数値を用いてください。

○定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、「蓄電容量（単電池の定格容量（Ah）、単電池の公称電圧（V）および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値（Ah・V＝Wh）（小数点第2位以下切捨）」を用いることも可とします。

・メーカー等に問い合わせる等して得た定格容量の数値がある場合は、その値を使っ
ていただいて構いません。

Q34 リチウムイオン蓄電池の JIS 対応の確認が困難なものはどうすれば良いですか？

○国要領に定めのある、リチウムイオン電池の交付要件 j (a) 及び k (a) に記載のある JIS 準拠の条件について確認が困難な場合は、一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) にて認証を受けている蓄電池については安全基準が担保できるもの（交付要件を満たすもの）と判断します。

Q35 太陽光発電設備の価格が 7 万円/kW を下回るものはどう扱いますか？

○実際の価格（工事費込み・税抜き）が補助金額となります。

Q36 ポータブル蓄電池は補助対象となりますか？

○定置用であることが補助対象設備の条件としています。また、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であることが条件であるため、系統連系タイプであることが必要と考えます（供給先が 100V コンセントや USB のみでないこと）。

Q37 自家消費割合の報告は必須ですか？

○当該報告を実施する目的について、補助対象設備を補助金交付後も適切に管理・運用していくことや発電量の 30% 以上を自家消費すること等が条件となっているため、発電実績（CO₂ 削減実績）等を求めるものです。そのほかにも、報告をしていただくことで、温室効果ガス削減に寄与していることを実感していただき、脱炭素意識のさらなる向上につながるものと考えています。以上のことより、設置後 3 年間は報告をしていただくこととしています。